- 1.件 名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(柏崎刈羽6,7 号機(600))」
- 2.日 時:平成29年6月30日 10時20分~11時05分
- 3.場 所:原子力規制庁 8階 P課横会議卓
- 4.出席者

原子力規制庁:

(新基準適合性審査チーム)

江嵜安全審査官、岸野安全審査官、櫻井安全審査官、安田安全審査官、 安達安全審査官

## 事業者:

東京電力ホールディングス株式会社:原子力設備管理部 土木調査担当部 長 他8名

## 5.要旨

(1)東京電力ホールディングス株式会社に対して、原子力規制庁は柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち「5条 津波による損傷の防止」について審査資料の記載に関して確認を行った。原子力規制庁から以下の点について指摘を行った。

## <5条>

トレンチ の入力津波高さが + 7.4m に変更された理由を説明すること。

(3)東京電力ホールディングス株式会社より、本日の指摘等について了解した た旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料:(平成29年6月16日提出資料と同じ)

・柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 設計基準対象施設について